

「すぐそこ！宗谷へおいでよ2023」開催要領

令和4年12月
北海道宗谷総合振興局
産業振興部商工労働観光課
宗谷観光連盟

1 開催目的

宗谷エリアの魅力を首都圏においてPRするため、宗谷総合振興局と宗谷観光連盟は、各市町村及び観光協会等と連携して、東京メトロ銀座駅構内において、標記のプロモーションイベントを開催する。

2 開催概要

(1) 日時

令和5年(2023年)3月3日(金)～3月9日(木) 11:00～19:00

※ 有人による観光PR及び特産品販売は、3～5日の3日間実施

※ 初日及び最終日は開催時間を調整する場合がある

(2) 場所

東京メトロ銀座駅(実施場所は調整中)

(3) 実施内容

ア 特産品販売(宗谷エリアならではの商品の出品・販売)

イ 観光PR(宗谷観光連盟のパンフレットの設置・配布等)

3 実施主体

主催：北海道宗谷総合振興局、宗谷観光連盟

協力：宗谷エリアの市町村・観光協会、

環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所

4 出品商品及び出展事業者の募集について

本イベントにおいて販売する商品(以下、「出品商品」ともいう)及び、出展する事業者(商品を出品して現地で対面販売する事業者。以下、「出展事業者」ともいう)を次のとおり募集する。

(1) 募集条件について

本イベントに出品できる商品は、以下の(ア)～(カ)の全ての要件等を満たすものであること。

また、本イベントに出展できる事業者は、本イベントに出品できる商品を取り扱う事業者であること。

(ア) 取扱事業者が、宗谷エリア※内に事務所・事業所を置いていること。

※ 宗谷エリアとは、以下の11市町村を指す。

稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、天塩町

(イ) 商品が、道内で生産または主な加工が行われていること。

(ウ) 商品が、常温保存可能であること。

なお、商品が食品の場合には、加工食品に限る。

(エ) 食品衛生法、食品表示法などの関係法令の規定を遵守していること。

(オ) 販売する商品に係るPL保険に加入していること。

(カ) 1つの事業者から申込可能な商品数は、1品までとする。

但し、事業者が出展する場合、出品可能な商品数は調整することができる。

なお、1つの商品について、入数・味等のバリエーションがある場合は、出品する商品としては1品とカウントするが、「様式1 商品出品等申込書」には、全てのバリエーションについて、個別の商品毎に記載すること。

(2) 出品商品の取り扱い・費用負担等について

出品商品の取り扱いや費用負担については、以下の(ア)～(キ)のとおりとする。

- (ア) 出品商品は、衛生状態に十分配慮した包装の上、販売する。
- (イ) 出品商品の販売・会計は、宗谷観光連盟が行う。
出品商品の説明、PR等は、宗谷総合振興局や市町村の職員等が行う。
出展事業者は、自身の出品商品等についての説明、PRを行う。
- (ウ) 出品商品は、原則として宗谷観光連盟が買い取る。
但し、宗谷観光連盟が発注する個数以上の販売を希望する場合には別途協議することとする。
宗谷観光連盟の買い取り金額は、販売価格と同じ金額とする。
なお、商品の販売価格は、会計処理効率化のため、きりの良い金額とする。
- (エ) 商品出品に係る、商品の送料は各事業者の費用負担(元払い)による。
- (オ) 本イベントへの商品の出品等に係る手数料は発生しない。
- (カ) 本イベントへの出展にあたり、事業者への旅費の支給はしない。
- (キ) 本イベントスペースにおける試食・試飲提供はできない。

(3) 申込について

商品の出品を希望する場合には、以下のとおり申込締切までに提出書類を提出すること。

また、出展を希望する事業者は、様式1の「出展意向調査欄」に出展(対面販売を行う)希望日を記載すること。

(申込締切)

令和5年(2023年)1月20日(金)

(申込先)

宗谷総合振興局商工労働観光課観光振興係 大屋

Email: soya.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

(提出書類)

(ア) 様式1 商品出品等申込書(R5宗谷プロモーション)

(イ) 添付書類

- ・商品画像
- ・商品裏面のラベル画像(食品表示が分かるもの)
- ・PL保険証(写)
- ・細菌検査結果(必要な検査品目については、別紙1を参照のこと。)
- ・原産地証明(食品表示に係る原料について)

※ (イ)の添付書類は、R3年度以降に宗谷総合振興局が主催した「どさんこプラザ」における物産フェアに参加したことがある事業者は省略可能な場合がある。

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

(4) 出品商品・出展事業者の決定について

(3)の申込期間後、東京都中央区保健所へ事前相談の上、出品商品及び出展事業者を決定し各事業者へ通知する(様式1等の提出により出品・出展を確約するものではないので留意すること)。

なお、出品商品等の決定の通知の際に、商品の販売数量及び販売価格について相談の上調整する場合がある。

5 その他

- (1) 東京都又は北海道に対して緊急事態措置等が適用されている場合には、本フェアは中止する場合がある。
- (2) 本開催要領に記載されていない内容で不明な点がある場合には、下記の担当者へ確認すること

北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係（担当：大屋）

【E-mail 送信先アドレス】 soya.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【問い合わせ電話番号等】 電話 0162-33-2927、FAX 0162-33-2629